

福島県税条例等の一部を改正する条例の概要

平成21年3月31日
総務部 税務課

3月27日（金）国会において可決、成立した「地方税法等の一部を改正する法律」を受け、法律の施行日との関係で、緊急を有するものについて、本日付けで専決処分により、福島県税条例等の一部を改正します。

改正の主な内容等については、以下のとおりです。

1 住宅・土地税制

不動産取得税の特例措置（平成21年度～平成23年度）

住宅及び土地に係る税率の特例措置（3%）を3年延長

宅地評価土地（住宅用地・商業地等）に係る課税標準の特例措置（2分の1）を3年延長

2 道路特定財源関係

道路特定財源の一般財源化

自動車取得税及び軽油引取税を目的税から普通税に改める。

軽油引取税の課税免除措置については、3年間存続

3 自動車税制

自動車取得税の時限的軽減措置（平成21年度～平成23年度）

低燃費車・低公害車（新車）について、時限的な税率軽減措置を導入（3年間）

乗用車等（軽自動車含む）：	かつ平成22年度燃費基準+25%達成	… 75%軽減
バス・トラック（3.5t超）：	平成21年排出ガス規制適合かつ平成27年度燃費基準達成	… 75%軽減
乗用車等（軽自動車含む）：	かつ平成22年度燃費基準+15%達成	… 50%軽減
バス・トラック（3.5t超）：	平成17年排出ガス基準10%低減達成かつ平成27年度燃費基準達成	… 50%軽減

（注）「 」は、平成17年排出ガス75%低減達成

上記のほか、地方税法の改正により、「電気自動車・ハイブリッド車等」については免税となる。

本県の影響額（減収）は、約17億円と見込んでいる。

4 金融証券税制

配当・譲渡益に対する軽減税率（平成21年1月1日～平成23年12月31日）

上場株式等の配当・譲渡益に対する軽減税率（10%：所得税7%・住民税3%）を3年延長

施行期日 平成21年4月1日

（担当 総務部税務課 内線2223）